

新型コロナウイルス感染症の対策と対応に 関する検証について（案）

— 市民・事業者への主な対策・支援 —

令和6年（2024年）2月

熊本市

●目次

項目	ページ
1. 予防・まん延防止	
1. (1) 学校	3
1. (2) 保育所、児童育成クラブ、子育て支援等	9
1. (3) その他の福祉施設	16
1. (4) 市有施設の利用休止	20
1. (5) 市主催事業等の中止・延期	22
1. (6) 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策	25
1. (7) 避難所対策	32
2. 市民生活及び地域経済安定の確保	
2. (1) 物資及び資機材の備蓄等	34
2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）	36
2. (3) 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）	44
2. (4) 児童生徒の学習機会の確保	51

1. 予防・まん延防止

1. (1) 学校

【概要】文部科学省が作成した学校衛生管理マニュアル等を踏まえ、学校（園）における感染症対策を講じた。

◇取組

【R2(2020). 02. 23】

- ・熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、学校（園）における児童生徒等への対応について通知
 - 出席停止や臨時休業の措置とする場合の措置
 - 学校（園）が主催する行事に関する取扱いについて、体育館で集まる行事等は極力避けること、卒業式は教職員、卒業（園）生、保護者のみで行うこと

【R2(2020). 02. 28】

- ・熊本市立学校（幼稚園を除く）について、臨時休業（R2(2020) 03. 02-03. 24）を行うことを通知
 - 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業措置

【R2(2020). 04. 03】

- ・熊本市立学校及び幼稚園について、臨時休業（学年始業日末日の翌日～05. 06）を行うことを通知
 - 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業措置
 - 部活動については、臨時休業措置の末日まで休止
 - 児童育成クラブについては、臨時休業期間中は閉鎖

【R2(2020). 04. 23】

- ・熊本市立学校及び幼稚園について、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業措置の延長を行うことを通知
 - 臨時休業期間をR2(2020). 05. 31まで延長することを通知（R2(2020). 04. 16に緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、熊本市においても依然として感染者が拡大傾向にあり、専門家会議からも学校の再開時期を慎重に見極める必要があるとの見解が示されたことによる措置）

【R2(2020). 05. 15】

- ・教育活動の再開に伴う対応について通知
 - 学校再開にあたっての感染防止対策について、チェックリストを配付
 - 入学（園）式については、R2(2020). 06の第1週を基本として、各学校（園）において実施日時を決定することとし、実施する場合は参加者の制限を行うこと、式典時間の短縮、参加者のマスク着用徹底や会場換気の徹底などの感染防止対策を講じること
 - その他、学校給食の実施及び児童育成クラブの運営はR2(2020). 06. 01から再開
 - 部活動については、R2(2020). 06. 08から再開

【R2(2020). 05. 20】

- ・学校再開に伴う感染防止対策等のガイドラインについて通知

【R2(2020). 06. 10】

- ・教育委員会事務局各課（室）から発出される感染防止対策を含めた様々な対応を「学校再開に伴う感染防止対策等のガイドライン」としてまとめたものを通知

【R2(2020). 06. 15】

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を踏まえた対応について通知

【R2(2020). 06. 30】

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を踏まえた対応の改訂について通知

1. (1) 学校

【概要】文部科学省が作成した学校衛生管理マニュアル等を踏まえ、学校（園）における感染症対策を講じた。

◇取組

【R2(2020)08.17】

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について通知

【R2(2020).08.27】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する概況を踏まえた対応について通知
- ・学校再開後の確認事項について改訂したことを通知
- ・基本的感染症予防対策の周知事項について改訂したことを通知

【R2(2020).09.08】

- ・部活動の取扱いについて追加・修正したことを通知

【R2(2020).11.06】

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底について通知

【R2(2020).11.17】

- ・新型コロナウイルス感染リスクレベルの見直しについて通知

【R2(2020).12.23】

- ・学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底について及び具体的な活動場面ごとの感染症予防について通知・新型コロナウイルス感染症に対応した部活動ガイドラインの見直しを通知

【R3(2021).01.06】

- ・臨時休業等の取扱いの見直しを通知

【R3(2021).01.07】

- ・令和2年度の卒業式及び令和3年度の入学式の取扱いについて通知

【R3(2021).01.13】

- ・「学校の新しい生活様式」における防寒対策について事務連絡を実施
- ・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を踏まえた熊本市立学校の対応について保護者へのお知らせを実施

【R3(2021).01.14】

- ・新型コロナウイルス感染症対策としてのタブレット等を用いた学習サポート等について通知

【R3(2021).01.15/01.18】

- ・本県独自の緊急事態宣言下での学習指導についての留意点及び部活動、修学旅行等の対応について通知

【R3(2021).02.05】

- ・本県独自の緊急事態宣言の延長を踏まえた学習指導についての留意点及び部活動、修学旅行等の対応について通知

【R3(2021).02.18】

- ・本県独自の緊急事態宣言の解除を踏まえた学習指導についての留意点及び部活動、修学旅行等の対応について通知

1. (1) 学校

【概要】文部科学省が作成した学校衛生管理マニュアル等を踏まえ、学校（園）における感染症対策を講じた。

◇取組

【R3(2021).04.06】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応について通知
 - 学習指導及び令和3年度入学式についての留意点
 - 部活動について
 - 新型コロナウイルス感染防止の取組の徹底について
 - 学校等における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

【R3(2021).04.20】

- ・新型コロナウイルス感染症のリスクレベル引上げに伴う対応について通知
 - 学習指導についての留意点
 - 部活動についての留意点
 - 出席停止等の措置について

【R3(2021).04.23】

- ・新型コロナウイルス感染症リスクレベル「5 厳戒警報」への引き上げに伴う対応について通知
- ・04.20付通知内容に、修学旅行・集団宿泊教室等の実施に関する内容を追加。

【R3(2021).05.10】

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について通知

【R3(2021).06.04】

- ・「熊本市ワクチン廃棄防止指針」による教職員への新型コロナワクチン接種協力について通知

【R3(2021).06.07】

- ・教職員を対象とする新型コロナワクチン集団接種への協力について通知

【R3(2021).06.11】

- ・臨時休業等の取扱いの見直しについて並びに保護者への周知の依頼について通知

【R3(2021).06.23】

- ・教職員を対象とする新型コロナワクチン職域接種への協力について通知

【R3(2021).08.06】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る学校教職員等向け抗原簡易キットの配布について通知

【R3(2021).08.24】

- ・分散登校及びオンライン授業、準備日等の令和3年度第2学期の対応について通知
 - 給食は通常通り実施
 - 部活動は原則中止
 - 児童育成クラブは午後2時からの利用

【R3(2021).09.08】

- ・令和3年度第2学期09.13以降の対応について通知
 - 09.13から09.26までの期間は、全学年を登校させる午前中短縮授業とし、給食実施後は下校
 - 09.27から通常登校を再開

1. (1) 学校

【概要】文部科学省が作成した学校衛生管理マニュアル等を踏まえ、学校（園）における感染症対策を講じた。

◇取組

【R3(2021).09.08】

- ・学校で児童生徒等の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて通知

【R3(2021).09.22】

- ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種状況の児童生徒等への確認について通知
 - ワクチン接種は個人の判断で行われるものであり、接種の有無を不用意に尋ねることは厳に慎まなければならないことを通知

【R3(2021).09.27】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る学校教職員等向け抗原簡易キットの配布について通知

【R3(2021).12.03】

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について通知

【R4(2022).01.21】

- ・教育委員会から保健所へ派遣されている指導主事を中心として、学校への対応に特化した学校対応チームを設置

【R4(2022).01.27】

- ・学校で児童生徒等の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について通知
 - これまで、学校における臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の判断に当たっては、保健所の助言を踏まえ決定していたが、保健所業務のひっ迫により、保健所の助言を受けるまでに時間を要し学級閉鎖等が長引く状況となっているため、当面の間、文部科学省が示す基準を準用
 - 陽性者発生後の学校対応の流れを明確化

【R4(2022).02.14】

- ・オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知

【R4(2022).03.10】

- ・小学校等の教職員に対する集中的検査
 - 小学校、幼稚園、あおば支援学校、児童育成クラブに所属する全ての教職員に対する集中的検査及び社会機能維持検査を実施。本検査は、R4(2022).11まで実施した。

【R4(2022).04.11】

- ・濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校（園）に関する対応について通知
 - 学校（園）内での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しないことを通知

1. (1) 学校

【概要】文部科学省が作成した学校衛生管理マニュアル等を踏まえ、学校（園）における感染症対策を講じた。

◇取組

【R4(2022). 04. 20】

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について通知

【R4(2022). 05. 26】

- ・学校生活における児童生徒等のマスクの着用について通知
 - 気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で、児童生徒等がマスクを着用することで熱中症のリスクが高まる恐れがあることから、文部科学省学校衛生管理マニュアル等に基づき、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、改めて留意する事項や、マスクの着用が不要な場面の例を明示

【R4(2022). 08. 26】

- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改訂について通知
- ・濃厚接触者の待期期間早期解除を目的とした抗原定性検査キットの配布について通知
 - 職員が濃厚接触者となった場合に待期期間の早期解除のための検査実施のため、中学校へ抗原定性検査キットを配布

【R4(2022). 10. 20】

- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策及びマスクの着用に関するリーフレットについて通知

【R5(2023). 02. 21】

- ・卒業式における感染症等の対策に関する基本的な考え方について通知
 - マスク着用にあたっては、各参加者(児童生徒、教職員、保護者・来賓等)の主体的な判断のもと、マスク着用を着用してもよく、しなくてもよいこととする旨通知

【R5(2023). 03. 10】

- ・小学校等の教職員に対する集中的検査等の実施について通知
 - 全国的な感染拡大が広がる中、感染拡大防止や冬季のインフルエンザとの同時流行が懸念されたことから、小学校等及び児童育成クラブに所属する全ての教職員に対して集中的検査を断続的に実施することで、感染者の早期発見や感染防止に努めた

【R5(2023). 03. 23】

- ・新学期以降の学校に置けるマスク着用の考え方の見直し等について通知
 - 児童生徒及び教職員については、学校教育活動にあたってマスク着用を求めないことなど、マスク着用の考え方の見直しのほか、効果的な換気の実施や給食等の食事をとる場面における対策について文部科学省の内容を踏まえ適切に対応するよう通知。

【R5(2023). 05. 02】

- ・5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について通知
 - 平時における感染症対策や学習活動のほか、出席停止や臨時休業の考え方について通知を行った。

1. (1) 学校

◇成果・課題	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<p>○オンライン環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・タブレット端末配備により、休校期間中においても、こども同士のつながり、教員とこどものつながりを持つことができた。・休校期間中であっても、こどもたちの生活リズムが崩れなかった。・不登校のこどもたちが、オンライン授業に参加できた。 （令和元年度に不登校だった児童生徒のうち、約4割の児童生徒がオンライン授業に参加できた）・タブレット端末を活用して学校活動を工夫しながら実施できた （成果） <p>○学校行事の精選（働き方改革に一定の効果）</p> <ul style="list-style-type: none">・運動会を終日開催⇒半日開催とし、準備や運営の時間を削減 （成果） <p>○オンライン授業における課題</p> <ul style="list-style-type: none">・授業におけるICT活用について、学校間や教員間による活用スキルの差や授業力の差が見られる。（課題） <p>○学校の福祉的役割</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭環境が厳しいこどもに対する福祉的な支援の在り方。 （休校期間中のこどもの居場所、昼食の提供など）（課題）	<ul style="list-style-type: none">・感染に関する不安等を抱えた児童生徒の心のケアを支援するため、スクールカウンセラーの配置数等の支援体制について、学校のニーズを踏まえながら適切に対応する。・感染状況に応じて実施する様々な対応を予め想定し、学校現場と共有しておくことで、円滑で速やかな対応を実施する。・感染症への確実な対応を行うことを目的として、文科省の衛生管理マニュアルやこれまで得られた知見に基づき対応パッケージを策定し、全ての教職員間で共有するとともに、組織的な対応を行ってきた。 今後も、引き続き様々な対応を想定し、学校と共有を図りながら、対策を講じていく。・授業におけるICT活用について、教育委員会事務局による各種研修の充実やICT支援員による授業支援などにより、学校を支援していく。・こどもの居場所や昼食提供など物理的な支援の在り方について、検討を行う必要がある。

1. (2) 保育所、児童育成クラブ、子育て支援等 ①保育所

【概要】感染症対策の徹底について施設に通知するとともに保護者への登園自粛要請や施設に対する感染症対策の補助金交付に取り組んだ。

◇取組

【R2(2020).01.24】

- ・新型コロナウイルス感染症による患者発生に伴う注意喚起について、市内保育所等あて通知

【R2(2020).02.25】

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起及びイベント等開催の検討について、市内保育所等あて通知

【R2(2020).02.28】

- ・新型コロナウイルス感染症の市内発生に伴い人権への配慮について、市内保育所等あて通知

【R2(2020).03】

- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な物品等の購入等に要した経費に対して補助金を交付

【R2(2020).04.07】

- ・市内の教育・保育施設等を利用する保護者及び施設に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の要請について」を通知

【R2(2020).04.24】

- ・保護者や事業者へ市長メッセージを送付し、改めて登園自粛を要請するとともに、自粛要請期間をR2(2020).05.31まで延長する旨を通知

【R2(2020).05.25】

- ・登園自粛要請の終了及びR2(2020).06.01からの通常保育を通知

【R2(2020).07】

- ・感染症対策に必要な物品等の購入等に要する経費に対する補助金の令和2年度分を受付

【R2(2020).12.10】

- ・感染拡大に伴う注意喚起及び感染防止対策の徹底について、市内保育所等あて通知

【R2(2020).12.25】

- ・市内の老人介護保健施設でのクラスター発生に伴う注意喚起及び感染防止対策の徹底について、市内保育所等あて通知

【R3(2021).04.15/05.17/07.21/07.30/08.18/08.27/09.30】

- ・感染拡大に伴う注意喚起及び感染防止対策の徹底について、市内保育所等あて通知

【R3(2021).08.25】

- ・市内の教育・保育施設等を利用する保護者及び施設に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について」を通知

【R3(2021).09.10】

- ・保護者及び施設に対して、改めて登園自粛を要請するとともに、自粛要請期間を令和3年9月30日まで延長する旨を通知

【R3(2021).09.24】

- ・登園自粛要請の終了及びR3(2021).10.01からの通常保育を通知

1. (2) 保育所、児童育成クラブ、子育て支援等 ①保育所

【概要】感染症対策の徹底について施設に通知するとともに保護者への登園自粛要請や施設に対する感染症対策の補助金交付に取り組んだ。

◇取組

【R3(2021).09】

- ・感染症対策に必要な物品等の購入等に要する経費に対する補助金の令和3年度分を受付

【R4(2022).01.11/01.20/03.12】

- ・感染拡大に伴う注意喚起及び感染防止対策の徹底について、市内保育所等あて通知

【R4(2022).01.27】

- ・市内の教育・保育施設等を利用する保護者及び施設に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について」を通知

【R4(2022).02.10】

- ・保護者及び施設に対して、改めて登園自粛を要請するとともに、自粛要請期間をR4(2022).03.06まで延長する旨を通知

【R4(2022).03】

- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な改修や設備の整備等に要した経費に対する補助金の令和3年度分を受付

【R4(2022).03.04】

- ・保護者及び施設に対して、重ねて登園自粛を要請するとともに、自粛要請期間をR4(2022).03.21まで延長する旨を通知

【R4(2022).03.18】

- ・登園自粛要請の終了及びR4(2022)3.22からの通常保育を通知

【R4(2022).04.12】

- ・保護者及び施設に対して、オミクロン株が感染の主流の間、保育所等について積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととした旨を通知

【R4(2022).07.29】

- ・基本的な感染防止対策の徹底と利用者への感染リスク等の情報提供などの注意喚起を行うよう、市内保育所等あて通知

【R4(2022).08】

- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な改修や設備の整備等に要した経費に対する補助金の令和4年度分を受付

【R4(2022).09】

- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な物品等の購入等に要した経費に対する補助金の令和4年度分を受付

【R5(2023).07】

- ・国の補助金を活用し、感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために物品等の購入等に要した経費に対する補助金の令和5年度分を受付

1. (2) 保育所、児童育成クラブ、子育て支援等 ②児童育成クラブ

【概要】感染症対策の徹底について施設に通知するとともに保護者への登園自粛要請や施設に対する感染症対策の補助金交付に取り組んだ。

◇取組

【R2(2020).02.28】

- ・一斉臨時休業期間中（R2(2020).03.02-03.24）の平日及び土曜日の8時～18時まで開設

【R2(2020).04.03】

- ・学年始休業日末日の翌日からR2(2020).05.06までの間は、児童育成クラブを閉設することを通知

【R2(2020).04.23】

- ・臨時休業措置の延長期間中（R2(2020).05.07-05.31）も、引き続き閉設することを通知

【R2(2022).05.15】

- ・R2(2020).06.01より運営を再開することを通知
 - 再開後の運営においては、密集を回避し、感染拡大を防止する観点から、一定のスペースを確保するために、図書室、体育館、校庭教室等の学校施設を活用できること

【R2(2020).6月及び9月の補正予算にて措置】

- ・感染予防のための消耗品等を配付

【R3(2021).08.24】

- ・分散登校期間中（09.12まで）における児童育成クラブの利用について通知
 - 分散登校実施期間は、午後2時からの利用とすること、登校日でない学年についても午後2時からの利用とすること

【R3(2021).10.22】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大（第5波）に伴う分散登校時の学校預かりの状況調査

【R4(2022).01.28】

- ・第6波を想定した分散登校における家庭で見守ることが困難な児童等の学校預かり調査

【R4.03.22-04末/R4(2022).05.13-06月末】

- ・児童育成クラブ支援員に対する集中的検査等（検査キット配布）の実施
 - R4(2022).03.22-4月末までの6回（週）分
 - R4(2022).05.13-6月末までの7回（週）分

1. (2) 保育所、児童育成クラブ、子育て支援等 ③子育て支援等

【概要】 各種健康診査は感染対策を徹底し安全に取り組んだ。児童館は人数制限やチェックリストを活用し感染拡大防止に取り組んだ。

◇取組

◎健康診査及び集団教育

【R2(2020).02.25】

- ・集団で実施している育児相談等の母子保健事業を休止

【R2(2020).03.04】

- ・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を一時延期

【R2(2020).06.23】

- ・延期していた1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を再開

【R5(2023).09】

- ・集団教育の中でも最後まで休止していた育児相談を再開

◎児童館

【R2(2020).03.02-06.01】

- ・施設を休館

【R2(2020).06以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布

【R2(2020).06.02-】

- ・利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開

【R3(2021).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各所で購入

【R3(2021).04.28-06.27】 【R3(2021).08.02-09.30】

- ・施設を休館

【R3(2021).10.01-】

- ・利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開

【R4(2022).01.21-3.22】

- ・施設を休館

【R4(2022).03.23-】

- ・利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開

【R4(2022).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各館で購入

【R5(2023).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために必要な物品等を各所で購入

1. (2) 保育所、児童育成クラブ、子育て支援等 ③子育て支援等

【概要】 子育て支援センターでは人数制限やチェックリストを活用し感染拡大防止に取り組んだ。

◇取組

◎子育て支援センター

【R2(2020).03.04-05.31】

- ・施設を休館

【R2(2020).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布

【R2(2020).06.01-】

- ・利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開

【R2(2020).12】

- ・感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費に対する補助金の令和2年度分を受付、R3(2021).03交付確定

【R3(2021).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各所で購入

【R3(2021).04.27-06.27】 【R3(2021).08.02-09.30】

- ・施設を休館

【R3(2021).10.01-】

- ・利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開

【R4(2022).01.21-03.21】

- ・施設を休館

【R4(2022).03.22-】

- ・利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開

【R4(2022).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各所で購入、感染対策のために必要となる改修や施設の整備
(トイレの乾式化、非接触型の蛇口の設備等、簡易的なもの)

【R5.04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために必要な物品等を各所で購入、感染対策のために必要となる改修や施設を整備
(トイレの乾式化、非接触型の蛇口の設備等、簡易的なもの)

◎病児・病後児保育

緊急事態宣言中においても事業を継続した。

【R2(2020).04】

- ・優先供給スキームを活用して購入したエタノール消毒液を配布

【R2(2020).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布

【R2(2020).12】

- ・感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費に対する補助金の令和2年度分を受付、R3(2021).03交付確定

1. (2) 保育所、児童育成クラブ、子育て支援等 ③子育て支援等

【概要】病児・病後児保育及びファミリー・サポート・センターは、閉所せず感染対策を取りながら運営を継続した。

◇取組

◎病児・病後児保育

【R3(2021).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各所で購入

【R4(2022).01】

- ・感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費に対する補助金の令和3年度分を受付、R4(2022).02-03交付確定

【R4(2022).08】

- ・感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費、感染対策のために必要となる改修や施設の整備（トイレの乾式化、非接触型の蛇口の設備等、簡易的なもの）に対する経費の補助金の令和4年度分を受付、R4(2022).11-R5(2023).03交付確定（R4(2022).04以降随時）

【R5(2023).05.08】

- ・感染者の受け入れについて各施設へ周知

【R5(2023).08】

- ・感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために必要な物品等の購入に要する経費、感染対策のために必要となる改修や施設の整備（トイレの乾式化、非接触型の蛇口の設備等、簡易的なもの）に対する経費の補助金の令和5年度分を受付（R5(2023).04以降随時）

◎ファミリー・サポート・センター

【R2(2020).03.03-】

- ・協力会員による病児預かりを休止（R2(2020).03.03-）

【R2(2020).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布

【R2(2020).09.25】

- ・学校等の休校により活動された依頼会員に利用料の補助金申請書を発送

【R2(2020).10.16-R3(2021).03.31】

- ・利用料の補助金を口座振り込み開始

【R3(2021).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を購入・配布

【R4(2022).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を購入・配布

【R5(2023).04以降随時】

- ・国の補助金を活用し、感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために必要な物品等を各所で購入

1. (2) 保育所、児童育成クラブ、子育て支援等

◇成果・課題	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<ul style="list-style-type: none">・施設の種類に応じた感染症対策が必要（課題）・行事や講座の実施方法の見直しが必要（課題）	<ul style="list-style-type: none">・感染拡大時における児童の預かり体制を整備する。・妊娠中や子育て世帯にも社会資源情報を得ることが出来るよう、情報発信の強化を行う。・オンライン申請、リモートによる研修などデジタル技術を積極的に活用する。

1. (3) その他の福祉施設

【概要】社会福祉施設における感染予防及び感染拡大防止等の支援に取り組んだ。

◇取組

◎生活困窮者等自立支援事業所、保護施設、児童養護施設等

- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な物品等の購入等に要した経費に対するの補助やマスク・消毒液の提供、感染予防のための個室化に係る経費の補助（随時）

【R2(2020).04.13】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、R2(2020).05.31まで利用自粛を要請

◎障害福祉サービス事業所等

【R2(2020).01.24以降随時】

- ・国の特例措置やコロナ対応に係る留意点等について、感染拡大の状況に即して事業所へ周知

【R2.04(2020)-08】

- ・障害福祉サービス事業所等に消毒液等を配布

【R2(2020).02.29】

- ・一斉休校に伴う放課後等デイサービス受入拡充の依頼通知

【R2(2020).05.29-06.23】

- ・コロナの影響により事業所収入が減少している就労支援事業所に子ども用マスクを発注し、放課後等デイサービス利用者に配付

【R2(2020).03-05】

- ・臨時休校に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策臨時休校に伴う熊本市障がい児・家族支援事業」を実施

【R2(2020).07.28】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、感染防止対策の徹底を改めて通知

【R2(2020).03-05】

- ・在宅の医療的ケア児者及び重症心身障害児者へ消毒液・マスクを配布

【R2(2020).08.05】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、R2(2020).09.24まで利用自粛を要請

【R2(2020).04.08】

- ・放課後等デイサービス及び児童発達支援に対して、R2(2020).05.31までの利用自粛を要請

【R2(2020).08.05】

- ・地域活動支援センターに対して、R2(2020).09.24まで利用自粛を要請

【R2(2020).04.09】

- ・地域活動支援センターに対して、R2(2020).05.31まで利用自粛を要請

【R2(2020).12.18】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、R3(2021).02.17まで利用自粛を要請

1. (3) その他の福祉施設

【概要】社会福祉施設における感染予防及び感染拡大防止等の支援に取り組んだ。

◇取組

◎障害福祉サービス事業所等

【R2(2020).12.18】

- ・地域活動支援センターに対して、R3(2021).02.17まで利用自粛を要請

【R2(2020).08-12(申請期間)】

- ・施設のオンライン面会事業を実施

【R2(2020)年度】

- ・障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等事業

【R3(2021).01-09】

- ・障害福祉サービス等事業所の従事者を対象として月1回PCR検査を実施

【R3(2021).04.23】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、R3(2021).06.28まで利用自粛を要請

【R3(2021).04.23】

- ・地域活動支援センターに対して、R3(2021).06.30まで利用自粛を要請

【R3(2021).07.30】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、R3(2021).09.30まで利用自粛を要請

【R3(2021).07.30】

- ・地域活動支援センターに対して、R3(2021).09.30まで利用自粛を要請

【R3(2021).08-10】

- ・陽性者が発生した事業所に防護具等の衛生用品を提供したほか、クラスター等発生事業所に対し、保健所と合同にて実地指導を実施

【R4(2022).01.20】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、R4(2022).02.13まで利用自粛を要請

【R4(2022).01.20】

- ・地域活動支援センターに対して、R4(2022).02.13まで利用自粛を要請

【R4(2022).02.14】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、R4(2022).03.06まで利用自粛の延長を要請

【R4(2022).03.07】

- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、R4(2022).03.21まで利用自粛の再延長を要請

【R4(2022).03.22】

- ・地域活動支援センターに対して、R4(2022).03.22から施設の利用再開を要請

1. (3) その他の福祉施設

【概要】社会福祉施設における感染予防及び感染拡大防止等の支援に取り組んだ。

◇取組

◎障害福祉サービス事業所等

【R4(2022).01-】

- ・障害福祉サービス等事業所の従事者を対象として週1回PCR検査（現在は、抗原キットで検査）を実施

【R5(2023).05.08-】

- ・5類感染症移行後も、重症化リスクが高い者が多く入所する障害者施設等の従事者への集中的検査は当面継続して実施

◎高齢者福祉施設等

【R2(2020).01.31】

- ・感染者発生時の報告について周知するため、ホームページに情報掲載し、所管施設及びサービス事業所すべてに通知

【R2(2020).02.25】

- ・社会福祉施設での感染拡大防止のための留意点について通知
※その後、厚生労働省からの感染拡大防止に関する通知の発出に合わせてその都度周知

【R2(2020).03.09】

- ・市内介護保険事業所、高齢者福祉施設にマスクの配布

【R2(2020).03下旬-04中旬】

- ・国から利用者・職員へ布マスクを配布

【R2(2020).04.08】

- ・高齢者・障がい者福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止の留意点動画作成

【R2(2020).04.28】

- ・市内介護保険事業所、高齢者福祉施設に消毒薬・マスクの配布

【R2(2020).06】

- ・国から利用者・職員へ布マスクを配布（2回目）

【R2(2020).05.20】

- ・社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染が疑われる者等が発生した場合についての対応をホームページにて周知

【R2(2020).08.04-12.25（申請期間）】

- ・施設のオンライン面会事業を実施

【R2(2020).08】

- ・陽性者発生施設へ感染拡大防止に必要な衛生用品を配布

【R2(2020).09-】

- ・介護施設等の換気設備等の設置を支援

【R3(2021).01.25】

- ・高齢者福祉施設等従事者のPCR検査を開始

【R4(2022).06-】

- ・感染管理対策指導、業務継続支援及び必要時に診療を行う「医療支援チーム」派遣事業を開始

【R4(2022).09-】

- ・感染対策の実地指導や施設職員が陽性又は濃厚接触者となり人員不足となった際に業務継続支援を行う「業務継続支援チーム」派遣事業を開始

1. (3) その他の福祉施設

◇成果・課題	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<ul style="list-style-type: none">・施設に対し、衛生用品の配付や確保のための支援を行った。 (成果)・国の優先供給のスキームを活用し、障害福祉サービス事業所や在宅の医療的ケア児者、重度心身障害児者へ消毒液等を配付したが、マスクについては国の優先供給スキームが確立されていなかった。 (課題)	<ul style="list-style-type: none">・保健所や県と連携して施設における感染予防、クラスター発生防止に取り組んでいく。

1. (4) 市有施設の利用休止

【概要】 感染状況及び施設の種類に応じて施設の休館や利用休止を行うとともに、再開にあたっては感染防止チェックリストに基づき、3密対策やマスク着用などの項目を満たすことを条件とするなど、施設における感染拡大防止を図った。

◇取組

【R2(2020).02.28】

- ・市有施設の休館を決定

【R2(2020).05.13】

- ・市有施設を順次再開することを決定
 - 屋外施設…R2(2020).05.14以降
主な施設：熊本城、水前寺江津湖公園駐車場等
 - 屋内施設…R2(2020).05.21以降
主な施設：市民会館、熊本城ホール等、高齢者福祉施設、児童館等
- ※施設における感染防止チェックリストを作成し、感染防止対策の準備が整うことを再開の条件とした。
- ※チェックリストの項目として、対人距離の確保などの3密対策、発熱等の症状がある者の入場制限、マスク着用の徹底、イベントの人数制限、連絡先の把握などを設定した。
また、項目の対応を直ちに取れない場合は代替措置を検討することとした。
- ※各施設管理者は施設再開後も、1週間ごとに上記チェックリスト項目をチェックすることとした。

【R2(2020).08.04】

- ・R2(2020).08.06以降当面の間、高齢者の利用が多い市有施設257施設を休館・利用休止

【R2(2020).09.23】

- ・利用休止・休館としていた257施設の順次再開を決定

【R2(2020).12.18】

- ・R2(2020).12.19以降当面の間、高齢者等の利用が多い市有施設257施設を休館・利用休止

【R3(2021).01.15】

- ・R3(2021).01.15から当面の間、来館・入園者数の多い熊本城と動植物園を閉館するとともに、市有施設の開館時間を原則午後8時までとし、収容人数の定めのある市有施設については、収容率を50%以内に制限

【R3(2021).02.15】

- ・熊本城や動植物園をはじめ、R2(2020).12.19以降当面の間休館・利用休止していた施設についても順次再開し、市有施設の開館時間の制限等を解除

【R3(2021).04.23】

- ・R3(2021).04.25以降当面の間、図書館等一部の施設を除き、市有施設（585施設）の休館・利用休止を決定

【R3(2021).04.25】

- ・R3(2021).04.26から「熊本城特別公開第3弾（天守閣内部公開）」の中止（臨時休園）を発表

【R3(2021).06.27】

- ・休館・利用休止としていた586施設の順次再開を決定

【R3(2021).07.30】

- ・R3(2021).07.31以降当面の間、一部の施設を除き、市有施設（542施設）の休館・利用休止を決定

【R3(2021).09.30】

- ・休館・利用休止としていた542施設の順次再開を決定

1. (4) 市有施設の利用休止

◇取組	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<p>【R4(2022).01.20】</p> <ul style="list-style-type: none">・R4(2022).01.21以降当面の間、老人福祉センター、公設公民館、地域コミュニティセンター、児童館などの施設の休館・利用中止を決定 <p>【R4(2022).03.22】</p> <ul style="list-style-type: none">・休館・利用休止していた施設の順次再開を決定	<ul style="list-style-type: none">・市有施設の利用休止は、市民生活に大きな影響を与えるため、感染拡大防止と社会経済活動の両方に配慮しつつ、また、施設の種類等も勘案し、必要に応じて市有施設の利用休止を行う。・再開にあたっては、新たな感染症の状況を踏まえてチェックリストを作成し、感染防止に向けた対策を徹底する。・利用休止については、感染状況に応じてできる限り迅速に判断し、市民に周知を図っていくとともに、オンラインなどの代替手段でサービスを継続できるものは実施できるよう検討する。
◇成果・課題	
<ul style="list-style-type: none">・感染拡大の状況を適時把握し、施設の利用休止を行うとともに、再開にあたっては感染防止チェックリストに基づく感染防止対策の実施や収容制限などを行ったことで、施設における感染拡大防止につながった。（成果）・利用休止にあたっては、できるだけ迅速に市民へ周知を図るとともに、市民生活の影響を最小限に留めるように努める必要がある。（課題）	

1. (5) 市主催事業等の中止・延期

【概要】市独自の感染症防止対策チェックリストを県に先駆けて作成し、イベント主催者から市有施設管理者へ提出を義務付けるなど、感染防止対策を実施した。

◇取組

【R2(2020).02.22】

- ・本市1例目の新型コロナウイルス感染症の患者の確認を受け、感染拡大防止の観点から、本市が主催する行事については当面の間、原則、延期又は中止。関係する民間団体や企業の方々については、開催の再検討を要請

【R2(2020).03.28】

- ・市中感染が濃厚な本市6例目の感染者が滞在をされていた温浴施設の利用者等から続けて感染者が発生したことから、今後も大規模な集団感染が発生し、感染者が増大する可能性があることを考慮し、本市の施設で開催予定の各種イベントについて、主催者等へ自粛をするよう強く要請

【R2(2020).05.22】

- ・施設再開に合わせ、イベント開催の条件として、イベント等の開催における感染症防止対策チェックリストを策定し、各施設管理者へ通知
＜チェックリストの項目＞
保健所の聞き取り調査への同意等参加者への事前周知／人数制限／連絡先の把握／会場の3密対策／発熱の症状がある者の入場制限／マスク着用の徹底などを設定し、主催者から施設管理者へ提出させることとした

【R2(2020).06.18】

- ・緊急事態宣言が解除され、R2(2020).05.25からR2(2020).07.31までの移行期間において、国から段階的な要件緩和等が示されたことを受け、「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」を策定するとともに、上記チェックリストを改訂し、それらを各施設管理者へ通知

【R2(2020).07.10】

- ・R2(2020).07.10からR2(2020).07.31までの期間におけるイベント開催時の対応について、国より対応方針が示されたため、「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」とチェックリストを改訂し、各施設管理者へ通知

【R2(2020).12.18】

- ・元日に開催している熊本城の「かわらけ」の配布やイベントなどの迎春行事の中止を決定

【R2(2020).12.29】

- ・成人式、消防出初式などを含む、R3(2021).01.11までに開催する市主催の全イベントの中止を決定

【R3(2021).01.10】

- ・市主催イベントの中止期間の延期を決定

【R3(2021).02.15】

- ・市主催イベントの再開を決定

【R3(2021).04.25】

- ・熊本城特別公開第3弾（天守閣内部公開）に伴う記念式典などを含む市主催イベントの中止又は延期を決定

【R3(2021).06.27】

- ・市主催イベントの再開を決定

1. (5) 市主催事業等の中止・延期

【概要】市独自の感染症防止対策チェックリストを県に先駆けて作成し、イベント主催者から市有施設管理者へ提出を義務付けるなど、感染防止対策を実施した。

◇取組

【R3(2021).07.30】

- ・R3(2021).07.31以降当面の間、市主催イベントの中止又は延期を決定

【R3(2021).10.01】

- ・市主催イベントの再開

【R4(2022).07.29】

- ・火の国まつりの内、「火の国まつり運営委員会」と本市が主催するイベントの中止を決定

【R4(2022).08.04】

- ・市主催イベント等については感染リスク等を十分に考慮した上で開催の可否や延期等を検討し、開催する場合は、施設の収容人数及びイベントの性質に応じた人数制限などの感染防止対策を徹底するよう通知

【R4(2022).08.05】

- ・熊本市政令指定都市移行10周年記念式典及びシンポジウムの中止を決定

【R4(2022).09.16】

- ・「熊本市医療非常事態宣言」及び「熊本BA.5対策強化宣言」解除
(これ以降、適切な感染防止対策を徹底したうえでイベント等を開催している)

※「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」の策定以後の主な改訂内容は下記のとおり。改訂は国の事務連絡を受けて実施
なお、「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」については、熊本県においても本市と同様の内容を規定する「イベント等開催に係る留意事項」が策定され、県と別個の基準を運用し続ける必要性は乏しくなったと考えられるため、廃止。

【R2(2020).07.10 改訂】

- ・全国的な移動を伴うイベント又は収容定員が2,000人を超える施設でイベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、イベントの開催要件等について熊本県との事前相談を行うことを追記

【R2(2020).07.28 改訂】

- ・イベント等の規模要件（人数制限）について、R2(2020).08.01以降「制限なし」とされていたものが、R2(2020).07.31までとされていた「屋内5,000人以下かつ収容率50%以内、屋外5,000人以下かつ2m程度の間隔」を継続

【R2(2020).09.16改訂】

- ・イベント等の開催制限について、一定の要件のもとに、例えば、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」は収容率を100%以内とするなどの緩和を実施

【R2(2020).11.20 改訂】

- ・イベント等の開催制限について、一定の要件のもとに、収容率を100%以内とするものに「飲食を伴うものの発声がないもの」を追加

1. (5) 市主催事業等の中止・延期

◇取組	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<p>【R3(2021).01.15 改訂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の開催制限について、人数上限及び収容率を「屋内・屋外ともに5,000人以下かつ、収容率が定められている施設は収容率50%以内、収容人数が定められていない施設は2m程度の間隔を確保」と設定 <p>【R3(2021).02.16 改訂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の開催制限について、R2(2020).11.20改訂時の制限に緩和 <p>【R3(2021).06.25 廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降のイベント等については、県が発出する「イベント等開催に係る留意事項」に規定する開催制限に従い、当該留意事項に沿った感染防止対策を講じたうえで開催することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症の状況を踏まえて、県とも調整の上、感染症防止対策チェックリストを作成し、感染拡大防止と社会経済活動の両方に配慮しつつ、必要に応じて市主催事業等の中止・延期を行う。 ・主催者には、事前にチェックリストや感染防止対策の計画を提出させ、必要に応じて助言を行うとともに、事後報告を徹底させる。また、イベント時には、施設管理者に適宜、実施状況を確認させるなど、感染防止対策に配慮したイベント実施を徹底させる。
◇成果・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・市独自の感染症防止対策チェックリストを県に先駆けて作成し、イベント主催者から市有施設管理者へ提出を義務付けるなど、感染防止対策を実施したことで、感染拡大防止につながった。（成果） ・各主催者には、事前にチェックリストを提出させるだけでなく、事後においても報告を求めたが、事前提出のとおりチェック項目を遵守したかを確認できる体制ではなかった。（課題） 	

1. (6) 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

【概要】 庁舎及び職員の感染防止策に関する周知等について取り組んだ。

◇取組

◎庁舎及び職員の感染防止策

【R2(2020).01.30】

- ・新型コロナウイルス感染症対応（うがい、手洗い、マスク着用）について掲示板にて周知

【R2(2020).02.19】

- ・消毒用アルコールが入手できない場合、“無水エタノール”や“エタノール”を希釈しての作り方を掲示板にて紹介

【R2(2020).02.20】

- ・感染予防について掲示板にて周知
 - 発熱等の風邪の症状が見られるときは、出勤を控え療養に専念する旨
 - 所属長は、風邪の症状が見られるときは出勤を控えるよう所属職員へ周知
 - 手洗い、マスク着用、人がよく触るところの消毒について

【R2(2020).02.26】

- ・新型コロナウイルス感染症対応（うがい、手洗い、マスク着用）について掲示板にて周知

【R2(2020).03】

- ・換気のための庁内放送を開始

【R2(2020).-03.02】

- ・新型コロナウイルス感染症予防について局長通知

【R2(2020).03.05】

- ・新型コロナウイルス感染予防（手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット）について掲示板にて周知
 - 手作りマスクの作り方の紹介

【R2(2020).03.13】

- ・市施設において新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について局長通知

【R2(2020).03.17】

- ・市民・観光客が庁舎内で倒れた時の対応について、管財課守衛とシミュレーションを実施

【R2(2020).03.26】

- ・新型コロナウイルス感染予防のための出張の取り扱いについて局長通知

【R2(2020).04.01】

- ・庁舎内の清掃業者に対し、階段の手すり・エレベーターの操作盤等の多くの人の手に触れる場所の消毒と作業回数の追加（R2(2020).04-06は1日3回、それ以降は1日2回の消毒）を指示

【R2(2020).04.02】

- ・適宜休養を取るよう掲示板にて周知

【R2(2020).04.09】

- ・職員の飲み会等の私的な会合等の開催・参加自粛について掲示板にて周知

1. (6) 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

【概要】 庁舎及び職員の感染防止策に関する周知等について取り組んだ。

◇取組

◎庁舎及び職員の感染防止策

【R2(2020).04.16】

- ・ビニールシートを使った新型コロナウイルス飛沫感染防止対策事例を掲示板にて紹介

【R2(2020).04.17】

- ・不要不急の外出自粛等感染拡大防止について副市長依命通達

【R2(2020).04.23】

- ・新型コロナウイルス感染症予防について局長通知

【R2(2020).04.27/05.01】

- ・私的な会合等の自粛に加え、昼休みの外食を自粛するよう（市民の模範となるよう行動を慎むように）掲示板、所属長宛へのメールにて周知

【R2(2020).05.01】

- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた給湯室の使用について掲示板にて周知

【R2(2020).05.01-】

- ・庁舎内各給湯室に、新型コロナウイルス感染防止に向けた給湯室の使用についてのチラシを掲示

【R2(2020).05.08】

- ・感染拡大防止の取組継続について局長通知

【R2(2020).05.28】

- ・リスクレベル引き下げ後も感染予防の取組を継続することについて局長通知

【R2(2020).06.01】

- ・感染予防対策（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて周知

【R2(2020).06.08】

- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて周知
 - 出勤前の体温測定の健康チェックをするなどして体調管理に努める
 - 発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養する

【R2(2020).06.10】

- ・「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントを掲示板にて紹介

【R2(2020).07.01】

- ・出張の取り扱いの変更（当面の間中止又は延期から新しい生活様式に即して対応）について局長通知

【R2(2020).07.27】

- ・出張の取り扱いの変更（新しい生活様式に即して対応から当面の間中止又は延期）について局長通知

【R2(2020).07.28】

- ・県外への不要不急の外出自粛等について局長通知

1. (6) 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

【概要】 庁舎及び職員の感染防止策に関する周知等について取り組んだ。

◇取組

◎庁舎及び職員の感染防止策

【R2(2020).09.24】

- ・出張や日常生活における外出の取り扱い（新しい生活様式に即して対応する等）について局長通知

【R2(2020).12.22】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底（レベル5厳戒警報・忘年会等を控えるよう）について局長メールにて周知

【R2(2020).12.25】

- ・仕事始めにあたり、体調不良の職員は出勤を控えるよう管理職へ人事課長メールにて周知

【R3(2021).01.12】

- ・不要不急の外出自粛（特に22時以降）等について局長通知

【R3(2021).01.14】

- ・不要不急の外出自粛（特に20時以降）について局長通知

【R3(2021).02.17】

- ・出張や日常生活における外出等（感染流行地域との往来を控える等）について局長通知

【R3(2021).03.01/03.30】

- ・慣例行事の開催の注意点について掲示板にて周知

【R3(2021).04.23】

- ・県外への不要不急の外出自粛等について局長通知

【R3(2021).04.28】

- ・不要不急の外出自粛（特に21時以降）について局長通知

【R3(2021).05.10/05.17】

- ・不要不急の外出自粛（特に20時以降）について局長通知

【R3(2021).06.14】

- ・不要不急の外出自粛（特に21時以降）について局長通知

【R3(2021).06.28】

- ・外出自粛の緩和について局長通知

【R3(2021).07.30】

- ・不要不急の外出自粛（特に21時以降）について局長通知

【R3(2021).08.06】

- ・不要不急の外出自粛（特に20時以降）、お盆の帰省自粛について局長通知

【R3(2021).08.13】

- ・感染予防（不要不急の外出自粛等）の徹底について掲示板にて周知

【R3(2021).08.20】

- ・感染症拡大防止対策（外出自粛やサービスの取扱い等）について局長通知

1. (6) 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

【概要】 庁舎及び職員の感染防止策に関する周知等について取り組んだ。

◇取組

◎庁舎及び職員の感染防止策

【R3(2021). 08. 26】

- ・家庭内感染等感染拡大防止について副市長依命通達

【R3(2021). 09. 30】

- ・外出自粛の緩和について局長通知

【R4(2022). 01. 21】

- ・県外への不要不急の外出自粛等について局長通知

【R4(2022). 03. 22】

- ・感染症拡大防止の取組の変更について局長通知

【R4(2022). 03. 31】

- ・職員の感染拡大防止について掲示板にて周知

【R4(2022). 04. 27】

- ・大型連休期間中の感染拡大防止対策について掲示板にて周知

【R2(2020). 08. 03】

- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた給湯室の使用について掲示板にて再周知

【R2(2020). 08】

- ・株式会社中央シャッターから贈呈されたアクリルパーテーション100セットを各課に配布

【R2(2020). 08. 24】

- ・マスクの正しい着用法について掲示板にて周知

【R2(2020). 11. 11】

- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて再周知

【R2(2020). 11. 26】

- ・職員感染発生、感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて再周知

【R2(2020). 12. 01】

- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて再周知

【R2(2020). 12. 14】

- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて再周知

【R2(2020). 12. 21】

- ・庁舎内の感染発生を受けて、感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い等）について掲示板にて再周知

【R3(2021). 01. 08】

- ・一都三県緊急事態宣言発令を受けて、感染防止対策徹底について掲示板にて周知

【R3(2021). 03. 04】

- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い等）について掲示板にて周知

1. (6) 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

【概要】 庁舎及び職員の感染防止策に関する周知等について取り組んだ。

◇取組

◎庁舎及び職員の感染防止策

【R3(2021).04.09】

- ・会食や飲酒を伴う会合等について、副市長依命通達

【R3(2021).04.15】

- ・一都二府三県まん延防止等重点措置を受けて、感染防止対策徹底について掲示板上にて周知

【R3(2021).04.16】

- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた給湯室の使用について掲示板上にて再周知

【R3(2021).04.28】

- ・マスク着用の徹底について掲示板上にて周知

【R3(2021).05.17】

- ・マスク着用の徹底について掲示板上にて再周知

【R3(2021).05.18】

- ・発熱等風邪の症状がある場合は自宅で療養するよう掲示板上にて周知

【R3(2021).06.15】

- ・出勤前の体温測定、体調チェックについて掲示板上にて周知

【R3(2021).06.28】

- ・感染予防対策（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板上にて周知

【R3(2021).07.21】

- ・感染防止対策と熱中症予防の両立について掲示板上にて周知

【R3(2021).08.11】

- ・職員の感染疑い増加を受けて、出勤前の体温測定、体調チェック等について掲示板上にて周知

【R3(2021).08.23】

- ・職員の家庭内感染増加を受けて、出勤前の体温測定、体調チェック等について掲示板上にて周知

【R3(2021).09】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る職員向け抗原定性検査キット配布（以降、随時配布を実施）

【R4(2022).01.13】

- ・日々の体調管理の徹底、職場内での感染防止対策について掲示板上にて周知

【R4(2022).02.08】

- ・まん延防止等重点措置の適用を受けて、基本的な感染対策の徹底を掲示板上にて周知

【R4(2022).12.01】

- ・引き続き、基本的な感染対策の徹底を掲示板上にて周知

【R5(2023).03.09】

- ・市有施設におけるマスク着用方針について課長通知

1. (6) 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

【概要】 庁舎及び職員の感染防止策に関する周知等について取り組んだ。

◇取組

◎庁舎及び職員の感染防止策

【R5(2023).03.09】

- ・市有施設におけるマスク着用方針について課長通知

【R5(2023).03.13】

- ・職員のマスク着用について局長通知

【R5(2023).04.26】

- ・市有施設における新型コロナウイルス5類感染症変更後の基本的感染対策の取組について課長通知

◎区役所窓口の感染防止策

- ・庁舎の出入口や窓口に手指消毒アルコールを設置
- ・窓口カウンター、記載台、待合イス、筆記用具等の定期的な拭き上げ消毒
- ・窓口に飛沫感染防止のためのビニールシートやアクリル板を設置
- ・執務室内、会議室の定期的な換気の徹底
- ・待合イスの配置見直しや窓口等で列ができた場合の間隔の確保、会議室を待合スペースとして開放することによる3密回避
- ・スマートフォン上で順番待ちが確認できる発券機を住民異動窓口やマイナンバーセンター等に導入し、待合スペースでの密集を回避
- ・混雑するマイナンバーセンターへの来庁者を混んでいない他の窓口の待合スペース等に誘導して密集を回避

1. (6) 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

◇成果・課題	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<ul style="list-style-type: none">・ 庁舎において適切な感染防止対策を行うとともに、開庁時間の短縮など、感染状況に応じた対応を行った。（成果）・ 来庁者の滞留防止、来庁の抑制を目的に、「郵便請求の利用促進」及び「証明書の原則郵便交付」を行ったが、証明書の即日交付のニーズが高く利用者は伸び悩んだ。（課題）・ 窓口職員を午前と午後の2班体制に分け、通常の半分で対応したが、窓口での密集状態や滞留時間が長くなった。（課題）	<ul style="list-style-type: none">・ 感染状況に応じた窓口対応を各区と協議しながら整理していく。・ 職場での感染防止対策として、感染状況に応じて在宅勤務や勤務時間の繰り上げ、繰り下げ等の積極的な活用や計画的な休暇の取得を推進していく。・ 職員の健康管理に注意を払い、身体的・精神的負担のある職員の把握とフォローに取り組む。

1. (7) 避難所対策

【概要】 全ての指定避難所へマスクや手指消毒用アルコール、非接触型体温計、パーテーション等の配備を行うとともに、避難所開設・受入時に必要な対策等を整理した「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」の作成を行った。

◇取組	◇成果・課題
<p>【R2(2020).04-】</p> <ul style="list-style-type: none">避難所における手洗いや咳エチケット等の励行とともに、避難所内に十分なスペースを確保するためのレイアウトや、体調不良者の専用スペースとして保健室を設けることなどを検討避難所での密集を避けるため、ハザードマップを活用して在宅避難や親戚・知人宅等の避難所以外の避難を検討することや、避難する場合はマスク、体温計、アルコール消毒液、ハンドソープ等の衛生用品を持参することを市政だより令和2年6月号などで市民へ周知 <p>【R2(2020).06】</p> <ul style="list-style-type: none">避難所における新型コロナウイルス感染症の各種対策について、「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」及び新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等が避難するための避難所である保健避難所での対応について「保健避難所運営マニュアル」を作成 <p>【R2(2020).08】</p> <ul style="list-style-type: none">それぞれの避難所の開設訓練を実施避難所に衛生用品を配備 (以降今後、パーテーション等の感染拡大防止に係る備品の配備を随時実施) <p>【R5(2023).03】</p> <ul style="list-style-type: none">国の動向等を踏まえ、「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」及び「保健避難所」を廃止	<p>・避難所における感染防止対策として、指定避難所へマスク、手指消毒用アルコール、パーテーション等の配備や、避難所運営に関する職員向けマニュアルを整備するなどの対応を行い、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営を行った。(成果)</p> <p>◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）</p> <ul style="list-style-type: none">指定避難所での衛生資材等の備蓄及び適切な運営、情報発信の実施する。発熱等の症状がある方等が、他の避難所との接触を避けるための保健室設置など、環境整備を図る。

2. 市民生活及び 地域経済安定の確保

2. (1) 物資及び資機材の備蓄等

【概要】本市で備蓄していた衛生用品等を医療機関や福祉施設へ供給するとともに、国に対して医療資機材の優先供給の要望を行うなど、必要となる備蓄数量の確保に取り組んだ。

◇取組

【R2(2020).01.30-03.23】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療資機材が不足するといった事態を受け、危機管理防災総室や保健所で備蓄していたマスク約60万枚を市医師会や市薬剤師会、市窓口部署からの依頼により順次配布

【R2(2020).03.05/04.03/04.20】

- ・国に対して医療資機材の優先供給の緊急要望を計3回実施

【R2(2020).03.23-】

- ・国から医療機関や福祉施設への提供分として、医療用防護服やマスクを複数回にわたり配布

(R2(2020).07.17までに防護服約20万着、マスク約64万枚受領)

- ・国内外の企業、団体、個人からもマスク等を寄付いただき、マスクについては、医療用、一般用、子ども用なども合わせて約47万枚の寄付を受け、医療機関等への配布用として備蓄

(R2(2020).03.09以降寄附)

- ・R2(2020).05月の熊本市議会臨時会では、医療機関等で不足が見込まれるマスク等の購入費用として2.6億円（危機管理防災総室1.4億円、医療政策課1.0億円、感染症対策課0.2億円）を補正予算として計上

【R2(2020).05.11】

- ・避難所用の備蓄について、各区役所・総合支所等に保管していた衛生用品を各避難所担当課へ配布し、避難所開設時に持参することを決定

※公設公民館等に、1ヶ所あたり配布物資：マスク100枚、アルコール手指消毒剤1,6ℓ

【R2(2020).05末】

- ・避難所における感染防止対策用として、10万枚のマスクを購入し、危機管理防災総室に備蓄

【R3(2021).02.28時点】

- ・自己調達分に、寄付や国からの供給を合わせ、防護服（アイソレーションガウン含む）約30万着、サージカルマスク約330万枚、フェースシールド（ゴーグル含む）約10万枚、消毒液約3,600ℓ（非手指用含む）を備蓄

【-R4(2022).05末】

- ・国が布製マスクの在庫の有効活用を目的として自治体向けに配布することを受け、災害備蓄用や窓口配布用として必要数を国に要望し、約3万枚を備蓄。

【R5(2023).01末時点】

- ・新型コロナウイルス感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対し、災害備蓄品や男女共同参画センターはあもにいへの熊本地震時の支援物資を活用した生理用品の配布を行い、延べ1,282パックを配布。

2. (1) 物資及び資機材の備蓄等

◇成果・課題	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<ul style="list-style-type: none">・R2(2020).03末にはインフルエンザ対応用の備蓄をほぼ使用せざるを得ない状況となったものの、物資の流通の回復や寄贈等により対応できた。（成果）・物資及び資機材の備蓄等について、災害備蓄用や窓口配布用を含めて調達した。（成果）・災害対応や新型インフルエンザ対応で備蓄していたマスクを医療機関や福祉施設へ提供し、感染初期における不足分を補うとともに、国からの供給、市場流通の回復や寄贈などにより適正な備蓄数を確保できた。（成果）	<ul style="list-style-type: none">・国内外の企業や団体等から寄贈された衛生用品等をはじめとする資器材も含め、今後も適正な備蓄管理や調達を進めていく。・市民や事業者等のニーズを把握しながら適正な備蓄品の管理や調達を進めていくとともに、備蓄品の活用など 適時的確に必要な対策を講じていく。

2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

【概要】対象世帯へ申請書をプッシュ型で送付し、給付金の迅速な支給に取り組んだ。
また、経済状況が悪化した方への相談支援体制を強化するとともに、国民健康保険料等の減免・支払い猶予等を実施した。

◇取組

◎特別定額給付金

【R2(2020).04.23】

- ・専門組織である「特別定額給付金課」の設置

【R2(2020).04.30】

- ・市ホームページに特別定額給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R2(2020).05.01】

- ・特別定額給付金のオンライン申請開始、R2(2020).08.17まで受付

【R2(2020).05.11】

- ・特別定額給付金の郵送申請の申請書を発送開始、R2(2020).05.15までに完了。R2(2020).05.25までに概ね配達完了

【R2(2020).05.18】

- ・特別定額給付金の郵送申請受付開始、R2(2020).08.17まで受付

【R2(2020).05.25】

- ・特別定額給付金の口座振り込み開始

◎令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

【R2(2020).04.28】

- ・市ホームページに子育て世帯への臨時特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R2(2020).05.22】

- ・一般支給対象者に支給対象通知を発送

【R2(2020).06.01】

- ・公務員支給対象者の郵送申請受付開始、R2(2020).11.30まで受付

【R2(2020).06.22】

- ・一般支給対象者に子育て世帯への臨時特別給付金の口座振り込みを開始

【R2(2020).07.20】

- ・公務員支給対象者に子育て世帯への臨時特別給付金の口座振り込みを開始

◎ひとり親世帯臨時特別給付金

【R2(2020).07.01】

- ・市ホームページにひとり親世帯臨時特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R2(2020).07.15】

- ・令和2年6月分児童扶養手当受給世帯へ基本給付のお知らせハガキ郵送

【R2(2020).08.07】

- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の口座振り込み開始

【R2(2020).12.15】

- ・市ホームページに再支給のお知らせ追記

2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

【概要】対象世帯へ申請書をプッシュ型で送付し、給付金の迅速な支給に取り組んだ。
また、経済状況が悪化した方への相談支援体制を強化するとともに、国民健康保険料等の減免・支払い猶予等を実施した。

◇取組

◎ひとり親世帯臨時特別給付金

【R2(2020). 12. 21】

- ・再支給についてのお知らせ通知郵送

【R2(2020). 12. 25】

- ・再支給の口座振り込み開始
(R3(2021). 02. 28まで申請受付)

◎熊本市児童扶養手当臨時特別給付金

【R2(2020). 07. 01】

- ・市ホームページに熊本市児童扶養手当臨時特別給付金の関連情報を掲載、随時、情報を発信

【R2(2020). 07. 15】

- ・支給対象者（R2(2020). 06分児童扶養手当受給世帯）へお知らせハガキ郵送

【R2(2020). 08. 07】

- ・熊本市児童扶養手当臨時特別給付金の口座振り込み開始

◎熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金

【R2(2020). 10. 08】

- ・市ホームページに熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R2(2020). 10. 02】

- ・支給対象者（熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金）へお知らせ通知文書郵送

【R2(2020). 10. 23】

- ・熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金の口座振り込み開始

◎令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯分)

【R3(2021). 04. 21】

- ・市ホームページに子育て世帯生活支援特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R3(2021). 04. 30】

- ・支給対象者（R3(2021). 04分児童扶養手当受給世帯）へお知らせハガキ郵送

【R3(2021). 05. 11】

- ・子育て世帯生活支援特別給付金の口座振り込み開始

2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

【概要】対象世帯へ申請書をプッシュ型で送付し、給付金の迅速な支給に取り組んだ。
また、経済状況が悪化した方への相談支援体制を強化するとともに、国民健康保険料等の減免・支払い猶予等を実施した。

◇取組

◎令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯分)

【R3(2021).05.24】

- ・支給対象者へお知らせ通知及び申請書郵送（公的年金給付等受給者用、家計急変者用）、申請受付開始（R4(2022).02.28まで申請受付）

(その他世帯分)

【R3(2021).04.20】

- ・市ホームページに子育て世帯生活支援特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R3(2021).06.16】

- ・支給対象者（R3(2021).04分児童手当受給かつ令和3年度住民税非課税世帯）へお知らせハガキ郵送

【R3(2021).06.30】

- ・子育て世帯生活支援特別給付金の口座振り込み開始

【R3(2021).07.01】

- ・家計急変者等の郵送申請受付開始

【R3(2021).08.16】

- ・支給対象者（特別児童扶養手当受給かつ令和3年度住民税非課税世帯）へお知らせハガキ郵送（R4(2022).02.28まで申請受付）

◎令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

【R3(2021).12.21】

- ・市ホームページに子育て世帯への臨時特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R3(2021).12.21】

- ・支給対象者（R3(2021).09分児童手当受給者）に支給対象通知を発送

【R3(2021).12.24】

- ・子育て世帯への臨時特別給付金の口座振り込み開始

【R3(2021).12.22】

- ・支給対象者（高校生のみの世帯、公務員世帯）へ申請書郵送、申請受付開始（R4(2022).05.31まで申請受付）

◎住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

【R3(2021).12.27】

- ・市ホームページに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R4(2022).01.23-】

- ・令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象世帯へ確認書・申請書等郵送

2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

【概要】対象世帯へ申請書をプッシュ型で送付し、給付金の迅速な支給に取り組んだ。
また、経済状況が悪化した方への相談支援体制を強化するとともに、国民健康保険料等の減免・支払い猶予等を実施した。

◇取組

◎住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

【R4(2022).02.04】

- ・令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の口座振込開始
(R4(2022).09.30まで申請受付)

【R4(2022).02.21-】

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）の申請受付開始

【R4(2022).03.04】

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）の口座振込開始
(R4(2022).09.30まで申請受付)

◎令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯分)

【R4(2022).05.26】

- ・市ホームページに令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R4(2022).05.31】

- ・支給対象者（R4(2022).04分児童扶養手当受給者）へ支給対象通知を発送

【R4(2022).06.17】

- ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の口座振り込み開始

【R4(2022).06.28】

- ・支給対象者（公的年金給付等受給者、家計急変者）へ通知書及び申請書郵送、申請受付開始
(R5(2023).02.28まで申請受付)

(その他世帯分)

【R4(2022).05.26】

- ・市ホームページに令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R4(2022).07.04】

- ・支給対象者（R4(2022).04分児童手当受給かつ令和4年度住民税非課税世帯）へお知らせハガキ郵送

【R4(2022).07.22】

- ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の口座振り込み開始

【R4(2022).06.28】

- ・家計急変者等の郵送申請受付開始

【R4(2022).08上旬】

- ・支給対象者（特別児童扶養手当受給かつ令和4年度住民税非課税世帯）へお知らせハガキ郵送
(R5(2023).02.28まで申請受付)

2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

【概要】対象世帯へ申請書をプッシュ型で送付し、給付金の迅速な支給に取り組んだ。
また、経済状況が悪化した方への相談支援体制を強化するとともに、国民健康保険料等の減免・支払い猶予等を実施した。

◇取組

◎熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金

【R4(2022).06.28】

- ・市ホームページに低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の関連情報を掲載、随時情報発信

【R4(2022).08.04-】

- ・支給対象者（令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯分】を受給者）へお知らせはがき等郵送

【R4(2022).08.08-】

- ・本市から令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯分】を受給していないひとり親世帯からの申請受付開始

【R4(2022).08.22】

- ・低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の口座振り込み開始（R5(2023).03.10まで申請受付）

◎生活保護

- ・生活保護の相談・申請・決定の各件数及びそのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われる各件数について、健康福祉局から各区生活保護担当課へ照会及び集計を定期的実施

◎住居確保給付金

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で経済的に困窮した方を救済するため、住居確保給付金の支給要件が緩和
- ・窓口混雑防止及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申請様式をホームページに掲載するなど、事務の効率化を実施
- ・「住居確保給付金の受給終了後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇をのぞく）された場合」のみ再支給ができるとされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として制度改正され、「上記以外の理由による収入減少等の場合」でも3か月に限り再支給の対象となった。

◎生活自立支援センター

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化し、生活困窮者自立相談支援機関である「熊本市生活自立支援センター」に多くの相談が寄せられており、相談件数の増加や一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うため、相談支援体制の強化を実施。
これまでの自立相談支援員13名に加え、新たに支援員3名を増員し、センターの相談支援体制の強化を実施

2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

【概要】対象世帯へ申請書をプッシュ型で送付し、給付金の迅速な支給に取り組んだ。
また、経済状況が悪化した方への相談支援体制を強化するとともに、国民健康保険料等の減免・支払い猶予等を実施した。

◇取組

◎市税、国民健康保険料等、水道料金などの減免・支払い猶予等

【R2(2020).03.05】

- ・令和2年度市県民税申告書の提出期限をR2(2020).04.16まで延長することについて、市ホームページに掲載

【R2(2020).03.18】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な一般世帯・事業者に対し支払い猶予を実施

【R2(2020).03.18】

- ・固定資産税、都市計画税及び事業所税の申告・納付等の期限を告示により次のとおり延長したことについて、市ホームページに掲載

➢固定資産税・都市計画税

- 〔第1期〕 R2(2020).06.01→R2(2020).08.31
- 〔第2期〕 R2(2020).07.31→R2(2020).09.30
- 〔第3期〕 R2(2020).09.30→R2(2020).11.30
- 〔第4期〕 R3(2021).01.14（変更なし）

➢事業所税

- 事業年度終了後2月以内に申告納付
→R2(2020).03.19から同年12.15までに期限が到来するものを、同年12.16に変更

【R2(2020).03.18】

- ・市税等の納付が困難となった方に対し、納税者の個別の事情に配慮し、納税の猶予等の相談に応じることについて、市ホームページに掲載

【R2(2020).04.10】

- ・市県民税申告書の提出受付をR2(2020).04.17以降も行うことを、市ホームページに掲載

【R2(2020).04.16】

- ・国税である法人税の取り扱いに準じ、法人市民税の確定申告を柔軟に受け付けること（申告期限の延長）について、市ホームページに掲載

【R2(2020).05.01】

- ・国民年金保険料の臨時特例免除等申請の受付を開始

【R2(2020).05.12】

- ・個人市県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税（種別割）について、新型コロナウイルス感染症の影響で期限（納期限前）までに申請ができない個別の事情を有する方の減免申請書の提出期限をR3(2021).03.31まで延長することを、市ホームページに掲載

【R2(2020).05.21】

- ・国民健康保険、後期高齢者医療傷病手当金の支給申請の受付を開始し、ホームページに掲載

【R2(2020).05.25】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和2年度分の後期高齢者医療保険料減免申請の受付を開始

【R3(2021).04.01】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和3年度分の後期高齢者医療保険料減免申請の受付を開始

【R4(2022).04.01】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度分の後期高齢者医療保険料減免申請の受付を開始

2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

【概要】対象世帯へ申請書をプッシュ型で送付し、給付金の迅速な支給に取り組んだ。
また、経済状況が悪化した方への相談支援体制を強化するとともに、国民健康保険料等の減免・支払い猶予等を実施した。

◇取組

◎市税、国民健康保険料等、水道料金などの減免・支払い猶予等

・国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税法の一部改正による税制上の措置

➢概要

徴収の猶予制度の特例

【R2(2020).06.05】

- 制度の案内と申請受付を市ホームページに掲載
- 中小企業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

【R2(2020).08.18】

- 制度の案内と申請受付を市ホームページに掲載
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充
- 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- イベントの入場料金等の払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用に係る対応

【R3(2021).01.08】

- 制度の案内等を市ホームページに掲載

【R2(2020).06.08】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和2年度分の国民健康保険料減免申請の受付を開始

【R2(2020).06.22】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の令和2年度分の熊本市介護保険料減免申請の受付を開始

【R3(2021).02.10】

- ・令和3年度市県民税申告書の提出期限をR3(2021).04.15まで延長することについて、市ホームページに掲載

【R3(2021).04.01】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の令和3年度分の熊本市介護保険料減免申請の受付を開始

【R3(2021).06.09】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和3年度分の国民健康保険料減免申請の受付を開始

【R4(2022).04.01】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の令和4年度分の熊本市介護保険料減免申請の受付を開始

【R4(2022).06.09】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度分の国民健康保険料減免申請の受付を開始

2. (2) 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

◇取組	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<p>◎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3(2021).07月から、緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や再貸付が不承認となった世帯のうち収入や資産、求職活動などの要件を満たした世帯に対して支援金を支給 ・緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や再貸付が不承認となった世帯に対して申請書をプッシュ型で送付 ・R4(2022).01以降は緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯も対象 ・当初、R3(2021).08末までの申請期限であったが、申請期限が延長され、R4(2022).12末で申請受付を終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職等により住居を失う恐れがある方への住居確保支援、納税の猶予等、市民生活維持のための支援を実施する。 ・非課税世帯等への給付金助成のほか、生活困窮者等に対する相談・支援体制の強化を図る。 ・緊急を要する対策や予算措置の実施については、議会との情報共有を適切に行う。 ・市民のニーズを把握しつつ、国の動向も注視しながら、適時的確に必要な対策を講じる。 ・コロナ禍において行った納期限・申告期限の延長、納税者の個別の事情に配慮した納付相談対応等と同じスキームを用いて、市民や事業者等への迅速でスムーズな支援に繋げる。
<p>◇成果・課題</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・給付金の支給においては、申請書をプッシュ型で送付することで、対象世帯の申請漏れを防ぐとともに、迅速な支給を行うことができた。（成果） ・緊急を要する各種対策や、予算措置のための市長先決処分を実施するにあたっては、議会内に設置された「熊本市新型コロナウイルス対策会議」に報告し、提言を踏まえて実施した。（成果） ・熊本地震時の対応を参考に納期限や申告期限の延長、納税者の個別の事情に配慮した納付相談対応等を行った結果、スムーズに市民や事業者等の負担感を緩和することが出来た。（成果） ・外出や営業の自粛要請等により、経済活動が縮小し、非正規雇用労働者の家計を直撃したことで、雇用対策に加えて、福祉制度も含めた包括的な生活支援が必要となった。（課題） 	

2. (3) 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

【概要】本市独自の緊急対策として、各種団体へのヒアリングや要望などに応えながら、実態に即した緊急対策を実施した。

◇取組

◎第1弾（R2(2020).03.02発表）

- ・国内では感染経路が明らかでない感染者が散発的に発生し、本市においても宿泊客や来街者の減少などにより、多くの事業者がマイナスの影響を受け、その影響が拡大していくことが予想される中、熊本県と連携した中小企業者等への金融支援策や国、県、市の支援策をはじめとした様々なお尋ねに対応する「総合相談窓口」の開設を発表

【R2(2020).03.05】

- ・政府へ本市の現状の説明と今後の支援について要望活動を実施

【R2(2020).03.06】

- ・県内経済への影響について、経済界と行政が実情を共有する意見交換会を開催

◎第2弾（R2(2020).03.09発表）

- ・意見交換会での要望を踏まえ、県融資制度の融資限度額の拡充に合わせた利子補給の対象枠の拡充や、市独自の熊本地震分の制度融資について借換えの対象に追加

【R2(2020).03.09】

- ・R2(2020).03.06に開催した意見交換会で挙げられた要望を踏まえ、県と連名で「新型コロナウイルス感染症の熊本経済への影響の最小化」のための緊急要望を政府へ提出

◎第3弾（R2(2020).03.18発表）

- ・国内において連日感染者が確認され、市民生活や経済への影響が深刻さを増す中、R2(2020).03.10に示された国の緊急対応策と連携した取組や、03.10-03.13にかけて実施した地域や経済界等をはじめとする様々な団体との意見交換会を踏まえ、地域経済の回復に向けた本市独自の取組を取りまとめた。主に、商店街等が実施するプレミアム付商品券の発行やイベント開催への支援、観光客への宿泊割引事業、感染症の収束後を見据えた観光客受入環境の整備等を予算化を実施

【R2(2020).04.09】

- ・本市の支援策をはじめ、国・県の各支援策を盛り込んだガイドブック（初版）を作成し、各経済団体等や区役所等へ配布、市ホームページなどで広く周知

◎第4弾（R2(2020).04.24発表）

- ・R2(2020).04.16に特措法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、本市においても連日のように感染者が確認される中、県が実施した休業要請を受けて休業した施設・時間短縮営業をした飲食店等の店舗の賃料（上限35万円）の8割相当額を助成（R2(2020).06月中旬より対象業種拡大）する支援策を発表

◎第5弾（R2(2020).05.21発表）

- ・新型コロナウイルスへの持続的な対策が必要と見込まれる中、ウェブを活用したオンライン合同就職説明会の開催や極めて厳しい経済環境に伴って、内定を取り消された方や職を失われた方を支援する本市での直接雇用のほか、ネット販売システムの構築等の小規模事業者の業態転換・販路拡大等の取組支援など、新しい生活様式への対応に必要な支援策を発表

2. (3) 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

【概要】本市独自の緊急対策として、各種団体へのヒアリングや要望などに応えながら、実態に即した緊急対策を実施した。

◇取組

【R2(2020).05.22】

- ・R2(2020).05.31まで延長されていた国による緊急事態宣言が05.14に解除され、これに伴い、県の休業要請も全面解除される見通しとなったことを踏まえ、各団体や企業等のニーズを踏まえた更なる支援をいち早く実施するため、経済・観光団体等との意見交換会を開催

【R2(2020).05.25-06月末】

- ・経済・観光団体等との意見交換会に引き続き、市内主要企業及び経産省が選定した地域未来牽引企業を訪問し、ヒアリングを実施

◎第6弾（R2(2020).06.22発表）

- ・企業の業績悪化や倒産による失業者の増加が懸念される中、人材が不足する介護分野への就職支援や雇用維持を目的とした副業、出向マッチング支援、廃業された方の再チャレンジ支援等のほか、コロナ禍に対応したMICE誘致、市内宿泊を伴う旅行商品に対する割引事業、熊本城ホールやスポーツ施設等のサーマルカメラ等の感染防止対策を発表

◎第7弾（R2(2020).08.04発表）

- ・本市初のクラスターの発生など感染拡大局面を迎える中、飲食店等における感染防止対策への支援を早急に実施するため、専用の相談窓口・コールセンターを開設するとともに、感染拡大防止実践店の認証、設備改修等に対する助成支援策を発表

◎第8弾（R2(2020).08.28発表）

- ・感染拡大傾向が継続する中、中小・小規模事業者の事業継続を力強く後押しするため、プレミアム付タクシー券販売への助成を行う資金繰り支援をはじめ、中小企業向けIT導入セミナーの開催や「新しい生活様式」に対応する新製品等の研究開発を助成する事業転換・新たなビジネスモデル創出支援のほか、商店街等が実施するプレミアム付商品券の発行及び市内外の物産展や商談会等への出展を助成する消費喚起策等を発表

【R2(2020).10.01開始】

- ・市内165の宿泊施設に対し、専門指導員による感染防止対策の取組状況を確認するとともに、改善が必要な項目については個別具体的な助言を行い、後日、改善状況を再確認するなど、感染防止対策の徹底について巡回指導を実施

【R2(2020).12.29/R3(2021).01.11/02.08市長専決】

- ・R2(2020).11以降、感染が急速に増加・拡大していく中、R2(2020).12.30からR3(2021).01.17及びR3(2021).02.08からR3(2021).02.17の期間において、熊本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、本市内中心部の酒類を提供する飲食店等に対し、営業時間短縮要請を発出されたことに伴い、熊本県が交付する時短要請協力金に係る負担金を支援
※R3(2021).01.18から同年02.07までの期間においては、営業時間の短縮要請が熊本県全域に拡大したため、本市はこの期間の経費負担はしていない

2. (3) 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

【概要】本市独自の緊急対策として、各種団体へのヒアリングや要望などに応えながら、実態に即した緊急対策を実施した。

◇取組

◎第10弾（R3(2021).01.14発表）

- ・飲食店に対する営業時間の短縮要請の実施状況について、令和R3(2021).01.14以降、県と連携して現地確認を行うとともに、PCR検査の受検勧奨を計5回実施。
- ・飲食店等の事業者に対する営業時間の短縮要請を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を政府へ提出するとともに、本市内の飲食店等の事業継続を支援するため、営業時間短縮要請への協力店舗に対し、賃料（上限35万円）の5割相当額を助成する支援策を発表

◎第11弾（R3(2021).01.26発表）

- ・R3(2021).01.21以降、国、県、市の支援策をはじめとした様々な相談に対応する「総合相談窓口」の開設時間を延長するとともに、同年03.02以降、オンラインによる相談対応も可能となる体制に拡充
- ・熊本県独自の緊急事態宣言が発令されている中、新しい生活様式への移行を支援するため、飲食店のデリバリー利用やテレワークを促進する支援策を発表

◎第12弾（R3(2021).02.08発表）

- ・熊本県独自の緊急事態宣言が延長される中、飲食店の時間短縮営業によって影響を受けた飲食店取引業者等に対して、支援金を支給する支援策を発表

【R3(2021).02.12】

- ・感染拡大に伴う社会・経済活動の縮小により、営業時間の短縮を余儀なくされる飲食業をはじめ、観光関連産業などの幅広い業種で業績悪化が懸念されることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を政府へ提出

【R3(2021).03.02議決】

- ・国の第3次補正予算等に伴い、令和2年度2月補正予算において、失業者等を雇用した企業や介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への奨励金、企業が本市への立地移転等のために実施した市場調査・視察に対する経費の一部補助等を予算化

【R3(2021).03.24議決】

- ・令和3年度当初予算において、オンライン合同就職説明会の開催、感染防止を目的とした飲食店等の環境整備等に対する支援、Web等を活用した販路開拓支援等を予算化

◎第15弾（R3(2021).04.28発表）

- ・R3(2021).04からの感染拡大を踏まえ、本市内の飲食店等に対する時短要請の協力金に係る県事業費の一部負担、飲食店のデリバリー利用やテレワークの促進などの対策に加え、感染収束後の消費喚起策である商店街等プレミアム付商品券発行支援事業や旅行商品割引事業を発表
- ・飲食店の営業時間短縮の実施状況について、R3(2021).04.30から同年06.08の間に、県と連携して現地確認を4回実施

◎第16弾（R3(2021).05.13発表）

- ・飲食店等に対する時間短縮要請の長期化による影響を軽減するため、同要請に協力した店舗に対し、賃料（上限35万円）の5割相当額を助成する支援策を発表

2. (3) 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

【概要】本市独自の緊急対策として、各種団体へのヒアリングや要望などに応えながら、実態に即した緊急対策を実施した。

◇取組

◎第17弾（R3(2021).05.31発表）

- ・都市部の企業において、リスク分散の観点から地方への事務所移転の関心が高まる中、首都圏等のベンチャー企業等が新たな進出先等として本市を選択することを目的とし、くまもと森都心プラザの有料スモールオフィス等に入居する企業等の進出支援策を発表

【R3(2021).05.10/05.25市長専決】

◎第19弾（R3(2021).06.23発表）

- ・R3(2021).05初旬-06下旬までの間、本市内の飲食店等に対する時短要請の内容や期間は、感染状況等に応じて変更された（※）ことから、その都度、同要請の協力金に係る県事業費の一部負担を発表
- ※05.10には、本市内全域の酒類を提供する飲食店等が要請対象となり、05.16には、特措法による「まん延防止等重点措置」の対象区域に本市内が指定されるとともに、県内全域の飲食店等が要請対象となり、06.14以降は、「医療を守る行動強化期間」として、本市内の酒類を提供する飲食店等のみが要請対象として継続された。

◎第20弾（R3(2021).08.03発表）

- ・R3(2021).07からの感染拡大を踏まえ、本市内の飲食店等に対する時短要請の協力金に係る県事業費の一部負担、同要請に協力した店舗に対する賃料（上限35万円）の5割相当額の助成、飲食店のデリバリー利用やテレワークの促進などの対策を発表

【R3(2021).08.11/8.20/10.06市長専決】

【R3(2021).09.27追加予算の議決】

- ・R3(2021).08初旬からの本市内の飲食店等に対する時短要請の内容や期間は、感染状況等に応じて変更された（※）ことから、その都度、同要請の協力金に係る県事業費の一部負担を発表
- ※8月8日には、特措法による「まん延防止等重点措置」の対象区域に本市内が指定されるとともに、県内全域の飲食店等が要請対象となり、同措置は09.01から09.12まで、09.13から09.30までの期間として延長が繰り返され、「医療を守る行動強化月間」として10月1日から同月14日までの期間、本市内の飲食店等のみが要請対象として継続された
- ・飲食店の営業時間短縮の実施状況について、R3(2021).08.19から同年09.02の間に、県と連携して現地確認を2回実施

◎第21弾（R3(2021).08.25発表）

- ・市内飲食店等に対する県の感染防止対策認証制度の周知や申請勧奨等などの支援策を発表

◎第22弾（R3(2021).10.14発表）

- ・市内商店街内の空き店舗に対するリノベーション支援や新規出店者支援などの支援策を発表

2. (3) 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

【概要】本市独自の緊急対策として、各種団体へのヒアリングや要望などに応えながら、実態に即した緊急対策を実施した。

◇取組

【R4(2022).01.21市長専決】

【R4(2022).02.22/03.08追加予算の議決】

- ・R4(2022).01月下旬からの本市内の飲食店等に対する時短要請の期間は、感染状況等に応じて変更された（※）ことから、その都度、同要請の協力金に係る県事業費の一部負担を発表
- ※R4(2022).01.21には、特措法による「まん延防止等重点措置」の対象区域に県内全域が指定されるとともに、県内全域の飲食店等が要請対象となり、同措置は「01.21から02.13まで」、「02.14から03.06まで」、「03.07から03.21」までの期間として延長が繰り返された

◎第26弾（R4(2022).01.21発表）

- ・特措法による「まん延防止等重点措置」の対象区域に県内全域が指定されている中、新しい生活様式への移行を支援するため、飲食店のデリバリー利用やテレワークを促進する支援策を発表

【R4(2022).02.22議決】

- ・令和3年度補正予算について、介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への就職奨励金や雇用維持を目的として出向、副業に取り組む企業と受入企業のマッチング支援等を予算化

【R4(2022).03.24議決】

- ・令和4年度当初予算において、外食需要の増加促進を目的としたキャッシュバックキャンペーンの実施、首都圏及び九州圏内を対象とした本市スタートアップのプロモーションイベント開催や観光需要の下支え・回復を目的とした旅行商品割引事業等を予算化

【R4(2022).06.29議決】

【R4(2022).09.30議決】

- ・商店街等団体や企業等が実施する物価高騰対策プレミアム付き商品券事業、旅行会社が実施する本市の観光資源の活用・宿泊促進に繋がる旅行商品の造成・販売に対する支援策等を予算化

【R4(2022).12.20議決】

- ・売上減少等の影響が続く中小企業者の更なる資金繰り円滑化のため、県制度融資への利子補給を予算化

◎第35弾（R5(2023).03.15議決）

- ・介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への就職奨励金、市内商店街内の空き店舗に対するリノベーション支援や新規出店者支援などの支援策を予算化

2. (3) 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

【概要】本市独自の緊急対策として、各種団体へのヒアリングや要望などに応えながら、実態に即した緊急対策を実施した。

◇取組

◎農水産業（緊急対策【第2弾】【第3弾】ほか）

- ・ R2(2020).03月上旬、国内の感染者が増加し、農水産業への影響拡大が懸念されたことから、JA熊本経済連、JA、市場等の農水産業関係団体に対して同年2月からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響について定期的に調査を実施
- ・ 特に需要減退の影響の大きかった花きについては、市長同席のもと関係団体との意見交換会を実施。これらの取組を通じて、正確な状況の把握に努めるとともに、関係団体に対して対策や支援等について迅速に情報提供
- ・ R2(2020).03月上旬、農漁業者の経営への影響が予見される中、国の金融支援制度を活用しつつ、熊本県と市で連携して独自の緊急支援資金を創設。収入減少が見込まれる農漁業者に対して貸付を実施
- ・ R2(2020).03から09において、イベント中止等に伴い贈答用の花き需要の減少や、すいか、メロン、和牛、馬肉などで需要の減退等が確認されたことから、新聞広告の掲載、SNSを活用したPR、市庁舎・各区役所での花展示、市長記者会見での花展示など複数回にわたって実施。
- ・ R2(2020).04月上旬、和牛や馬肉の流通が停滞している状況を踏まえ、保管に係る掛かり増し経費に対する支援等について国に要望書を提出
- ・ R2(2020).04月上旬、外出自粛に伴い消費者の「巣ごもり」需要の高まりを踏まえ、市のHPで道の駅や農産物直売所の通販サイトを紹介。新聞広告等の中で通販サイトにつながるQRコードを掲載
- ・ R2(2020).05下旬、国の令和2年度第1次補正予算「高収益作物次期作支援交付金」の説明会が開催され、以後、県やJA等の関係機関と連携し本交付金に取り組む農業者を支援
- ・ R2(2020).06月上旬以降、農漁業者を対象とした国・熊本県・熊本市の支援メニューを一覧表に整理し、随時更新をしながら市のHPやSNSを活用して広く周知
- ・ R2(2020).10から5か月間、花きの消費喚起として国の補助事業を活用し、本庁舎等の公共施設、JRや空港等の主要な駅や上通・下通・新市街アーケード等への花装飾を実施
- ・ R2(2020).11.17に首都圏のバイヤー等に、市長や農漁業者から熊本の農水産物等を紹介するオンラインを活用したプロモーションを実施。
- ・ R2(2020).12中旬-R3(2021).02にかけて首都圏のスーパー等で期間限定アンテナショップの開設、通信販売を活用した熊本産品のキャンペーンを実施する等、観光客の減少による需要が減退した馬肉を含めた農水産物や加工品の消費拡大対策を実施

2. (3) 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

◇取組	◇成果・課題
<p>◎農水産業（緊急対策【第2弾】【第3弾】ほか）</p> <ul style="list-style-type: none">・R3(2021).06中旬、国の「高収益作物次期作支援交付金」の第4次公募が実施され、以後、県やJA等の関係機関と連携し本交付金に取り組む農業者を支援・R3(2021).04から06にかけて、新生活様式に対応したフェアとして通信販売を活用した熊本産品のキャンペーンを実施。熊本県内は送料無料とし、地産地消を推進・R3(2021).11.08に首都圏のバイヤー等に、市長や農漁業者から熊本の農水産物等を紹介するオンラインを活用したプロモーションを実施・R4(2022).11及びR5(2023).01に、コロナ禍や燃油、資材価格の高騰等の影響を受けている農漁業者支援を目的に、販売拡大対策としてインターネット通信販売を活用した送料無料キャンペーンや通販への参入支援を実施	<ul style="list-style-type: none">・本市独自の緊急対策として県と連携して実施した金融支援対策等をはじめとし、各種団体へのヒアリングや要望などに応えながら、実態に即した緊急対策を第35弾まで実施した。（成果）・緊急対策として、飲食店の事業継続支援や金融支援に係る施策などを実施し、支援実施以降、市内の飲食店の数が横ばいの状況であったことや、熊本県信用保証協会による本市事業者の代位弁済件数が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前を下回るなど一定の効果があつた。（成果）・緊急を要する各種対策や、予算措置のための市長先決処分を実施するにあたっては、議会内に設置された「熊本市新型コロナウイルス対策会議」に報告し、提言を踏まえて実施した。（成果）・新型コロナウイルス感染症関連融資の返済が本格化する中、物価高騰や人手不足等の影響もあることから、事業者の生産性向上等を図る必要がある。（課題）
	<p>◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）</p> <ul style="list-style-type: none">・市民や事業者等のニーズを把握しつつ、国の動向も注視しながら、適時的確に必要な対策を講じていく。・緊急を要する対策や予算措置の実施については、議会との情報共有を適切に行う。

2. (4) 児童生徒の学習機会の確保

【概要】教育ICTの活用などを通して、児童生徒の学習機会確保のための取組を推進した。

◇取組

- ・市立学校が令和2(2020).03.02から臨時休業となったことを受け、休業期間中の児童生徒の学習機会確保のために、以下の取組を実施
 - 臨時休業期間中、児童生徒が家庭で学ぶことができるよう、学習方法を示すとともに、R2(2020).03.09の臨時登校日には冊子やプリントを配付
 - 教育センターホームページに、個人のパソコンやタブレット端末から利用できるおすすめ学習サイトを掲載
 - オンライン授業の開始に向けて、家庭のネット環境調査を実施(R2(2020).03.30-31及びR2(2020).04.03-08)調査の結果、全体の約3分の1の家庭に必要な環境が整っていなかったため、学校のiPadを貸し出して対応
 - オンライン授業の開始に向けた教職員に対する研修会を実施(R2(2020).04.06-07)
 - R2(2020).04.15からは、全小中学校(小学校3年生~中学校3年生)でオンライン授業を開始(R2(2020).05.02まで)
 - 民放各局及びNHKの協力のもと学習支援特別テレビ番組(くまもっとまなびたいム)を放送。さらに、同番組の視聴とオンライン授業を組み合わせた学習課題例を教育センターホームページへ掲載
 - 学校再開後は、欠席や出席停止中の児童生徒に対して、教室の授業をライブ配信する等の取組を実施できるところから、各学校で工夫して実施するよう通知

◎夏季休業日の短縮

- R2(2020).06.15に開催された臨時教育委員会会議において、夏季休業日の短縮期間を6日間と決定(ただし、中学校3年生においては、各学校の判断で6日間を上限として臨時登校日を設けることができた)
- 夏季休業日の短縮期間については、「通常の年度における必要な授業時数」から「学校再開後に実施可能な授業時数や家庭学習、オンライン授業等を授業として置き換えることができる授業時数」を引いて、不足する授業時数を算出
- 個別の学習サポートとして、各学校への学習指導員の配置、個に応じた学習としてタブレット端末の復習ドリル(ドリルパーク)等を活用した学習、学習時間の確保として年間指導計画の見直しや学校行事の内容、方法の工夫による授業時間の確保を行うよう通知

◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた学習サポート等の実施

- 全授業者が「授業のライブ配信」を実施できるよう、その実施方法を習得しておくこと。
 - 授業のライブ配信等の方法により学習サポートを実施した場合の学習活動を評価し、学習評価に反映すること。
- ・まん延防止等重点措置が延長されたことに伴い、感染リスクの高い学習活動については、一時的に停止または代替活動を実施するよう通知

2. (4) 児童生徒の学習機会の確保

◇成果・課題	◇新たな感染症に備えた総括（方向性等）
<ul style="list-style-type: none">・オンライン授業の実施により、こども同士の繋がり、教員とこどもの繋がりを持つことが出来た。（成果）・不登校のこどもたちが学習に参加できるようになった。（成果）・教員による一方通行の授業に終わるものがあった。（課題）・学校間、教員間の教育ICTスキルに差が見られた。（課題）・市内で一斉にオンライン授業を実施したことにより、ネットワーク回線への接続が集中したことから、つながりにくい状況が発生した。（課題）	<ul style="list-style-type: none">・円滑なオンライン授業実施や授業のライブ配信が実施しやすい環境整備を進めていく。・教育ICTを活用して、学校以外の場所でも学習できる環境が整備できたことから、引き続き、児童生徒が様々な場所で学習できる環境整備を推進していく。・オンライン回線がひっ迫したことを踏まえ、教育ICT機器の回線増強を行うなどの措置を講じた。今後、一斉にオンライン授業等を実施する場合においても、スムーズな実施ができるような体制を構築しておく。